

別表

○近江八幡市八幡伝統的建造物群保存地区内における工作物等の修景に関する
基準

工作物		基準		
		設置の位置	規模	材質 意匠又は色
自家用看板	通り及び八幡堀から眺望できるもの	<p>(1) 野立広告物は、高さを地上から3.5m以下とすること。</p> <p>(2) 壁面広告は、壁面内で表示し、又は設置すること。</p> <p>(3) 突出広告は、突出幅を取付壁面から60cm以下とし、下端の高さを歩道上にあっては地上から2.7m以上、車道上にあっては地上から4.7m以上とすること。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 屋上広告は、設置を許可しない。 (近江八幡市屋外広告物条例（令和2年近江八幡市条例第1号）、</p>	<p>全ての広告物の表示面積の合計は、5m²以下とすること。なお、2m²以下とすることが望ましい。</p> <p>(1) 野立広告は、表示面積を片面2m²以下とすること。</p> <p>(2) 壁面広告は、表示面積を2m²以下とし、かつ、短辺を60cm以下とすること。なお、窓面その他の開口部については、各設置箇所の面積の2分の1以下とし、表示面積を2m²以下、かつ、短辺を60cm以下とすること。</p> <p>(3) 突出広告は、表示面積を片面2m²</p>	<p>(1) 材質及び意匠は、伝統的建造物群保存地区（以下「地区」という。）の景観に合うものとする。</p> <p>(2) 表示面の色彩は、色相R系及びYR系では彩度6、色相Y系では彩度4、その他の色相では彩度2を超える色を使用する部分の表示面積が、全体の表示面積の20パーセント未満とする。</p> <p>（屋外広告物条例等による。）</p>

	近江八幡市屋外広告物 条例施行規則（令和2 年近江八幡市規則第3 8号）及び近江八幡市 屋外広告物条例第9条 の規定による区域等の 指定について（令和2 年近江八幡市告示第1 27号）（以下「屋外 広告物条例等」とい う。）による。）	以下とすること。 （屋外広告物条例等に よる。）	
通り及び 八幡堀か ら眺望で きないも の	—	表示面積の合計は、5 m ² 以下とすること。な お、2 m ² 以下とす ることが望ましい。（屋 外広告物条例等によ る。）	
案内図板	設置を許可しない。 （屋外広告物条例等 による。）	設置を許可しない。 （屋外広告物条例等 による。）	
管理用看板 （屋外広告物 条例等に規定 する適用除外 広告物をい う。）	—	表示面積は、5 m ² 以下 とすること。なお、2 m ² 以下とすることが望 ましい。（屋外広告物 条例等による。）	
電柱の類を利 用した広告物	（1） 巻付け広告物 は、個数は1柱につ	（1） 巻付け広告物 は、目的地へ誘導す	表示面の色彩は、色相R 系及びYR系では彩度6、

<p>き広告物 1 巻きとし、設置する下端の 高さは地上から 1.9m 以上で、広告物の 長さは 1.5m 以下と すること。なお、同 一の広告主が複数表 示し、又は設置する 場合にあつては、相 互間の距離は、500m 以上とする。</p> <p>(2) 袖付け広告物 は、個数は 1 柱につ き広告物 1 個とし、 設置する下端の高さ は歩道上にあつては 地上から 2.7m 以 上、車道上にあつて は地上から 4.7m 以 上で、突出幅は 0.9m 以下とすること。 ただし、表示面積は、 片面 0.9m² 以下と する。なお、同一の 広告主が複数表示 し、又は設置する場 合にあつては、相互 間の距離は 500m</p>	<p>ることを目的とした 内容の表示面積が、 全体の表示面積の 40 パーセント以上を 占めることとする。 ただし、自家用広告 物の場合は、この限 りでない。</p> <p>(2) 袖付け広告物 は、目的地へ誘導す ることを目的とした 内容の表示面積が、 全体の表示面積の 40 パーセント以上を 占めることとする。 ただし、自家用広告 物の場合は、この限 りでない。</p> <p>(屋外広告物条例等に よる。)</p>	<p>色相 Y 系では彩度 4、その 他の色相では彩度 2 を超 える色を使用する部分の 表示面積が、全体の表示 面積の 20 パーセント未 満とすること。(屋外広 告物条例等による。)</p>
--	---	---

	<p>以上とする。</p> <p>(3) 電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。</p> <p>(屋外広告物条例等による。)</p>			
記念碑（移動不可のものに限る。以下同じ。）	<p>(1) 新町通り、永原町通り及び八幡堀遊歩道には、設置を認めない。</p> <p>(2) その他の場所に設置する場合は、植栽、塀の設置等景觀に配慮すること。</p>	<p>碑面の面積（片側）は1.1m²以下とし、厚さは45cm以下とすること。</p>	<p>石製が望ましい。</p>	<p>光沢がなく、落ち着いた色彩（彩度6以下）とすること。</p>
ベンチ（常設のものに限る。）	—	<p>幅は200cm以下とし、座面の奥行は50cm以下とすること。</p>	<p>原則石製とする。</p>	
掲示板	—	<p>掲示板の表示面積は、2m²以下とすること。</p>	<p>地区の景觀に合う材質及び意匠又は色とすること。</p>	
設備機器	—	—	—	<p>光沢がないもので、できるだけ地区の景觀に合う彩色を施し、又は木製カバーを設け</p>

				ること。
ごみステーション	—	—	—	地区の景観に合う彩色を施し、できるだけ木製カバーを設けること。
自動販売機	記念碑に準じる。	—	—	地区の景観に合う彩色を施し、又は木製カバーを設けること。
郵便ポスト	—	—	—	光沢がなく、落ち着いた色彩（彩度6以下）とすること。

備考 この基準により難しい場合は、近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえ、近江八幡市長が付加した条件によるものとする。